

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成29年11月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
 - ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会
- の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・ 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	3
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾の再開発	6
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	6

変更理由

1. 新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。
2. 中突堤・高浜地区において、旅客船発着所に隣接するウォーターフロントの賑わいの向上を図るため、旅客船埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
3. 兵庫運河地区において、親水性・回遊性の向上を図るため、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

埠頭用地 11ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

[既設の変更計画]

〔 既設
埠頭用地 11ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地） 〕

2 旅客船埠頭計画

2-1 中突堤・高浜地区

旅客船発着所に隣接するウォーターフロントの賑わいの向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 280 m [既設]

高浜 A、B

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]

既設
水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 280 m
埠頭用地 1 ha (旅客施設用地)

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

新港突堤西地区 緑地 1 h a [新規計画]

- (2) 旅客船発着所に隣接するウォーターフロントの賑わいの向上を図るため、緑地を次のとおり計画する。

中突堤・高浜地区 緑地 1 h a [新規計画]

- (3) 兵庫運河における親水性・回遊性の向上を図るため、緑地を次のとおり計画する。

兵庫運河地区 緑地 1 h a [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画の変更に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位:ha)

地区名	用途 埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 地	工業用地	都市機能 地	交通機能 地	緑地	合計
新港突堤 西地区	(17) 17	(17) 17	(3) 3		3		(6) 8	(43) 47
中突堤・ 高浜地区	(7) 7		(17) 17		1	(1) 1	(14) 15	(39) 41
兵庫運河 地区	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(52) 52			(2) 2	(58) 58
合計	(25) 25	(17) 17	(21) 21	(52) 52	4	(1) 1	(23) 25	(139) 146

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

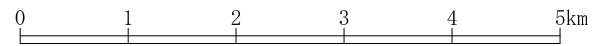
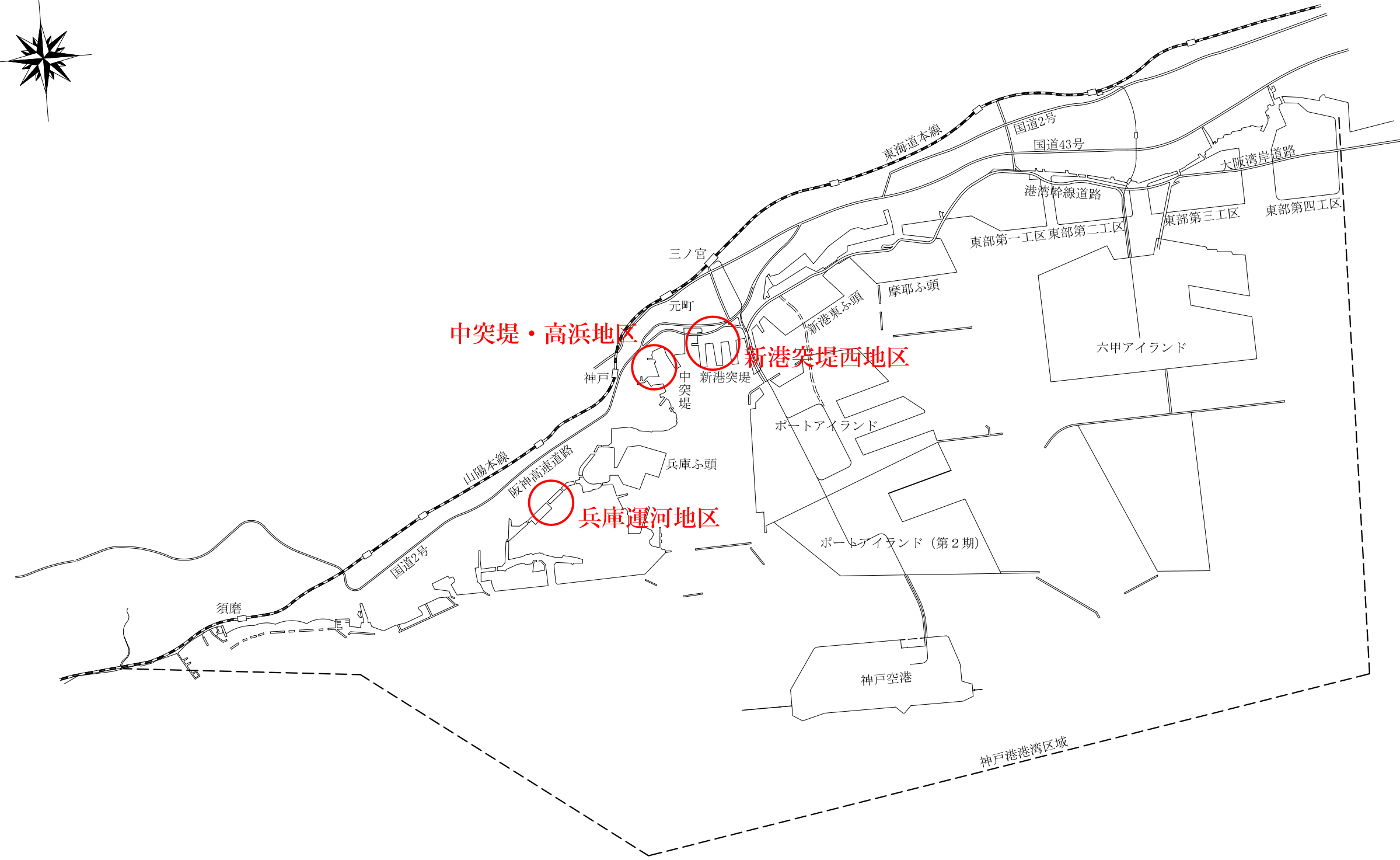
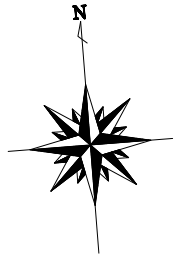
その他重要事項

1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、一部土地利用計画が決定したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所